

日本からの輸出に関する制度 調味料の輸入規制、輸入手続き（ロシア）

2019年3月 ジェトロ 農林水産・食品課

調味料の関税率

| EEU TN VED コード | 名称 | 税率 (従価税(%)もしくは ユーロで表示) |
|-------------------|---|------------------------------|
| 0904 | コショウ属のペッパー、トウガラシ属またはピメンタ属の果実、乾燥、破碎し又は粉碎したもの。 | |
| | -ペッパー | |
| 0904 11 000 0 | --破碎および粉碎のいずれもしていないもの | 3 |
| 0904 12 000 0 | --破碎または粉碎したもの | 5 |
| | - トウガラシ属またはピメンタ属の果実 | |
| 0904 21 | --乾燥したもの、破碎および粉碎のいずれもしていないもの | |
| 0904 21 100 0 | --- シシトウガラシ | 5 |
| 0904 21 900 0 | --- その他 | 5 |
| 0904 22 000 0 | --破碎または粉碎したもの | 5 |
| 0905 | バニラ豆： | |
| 0905 10 000 0 | - 破碎および粉碎のいずれもしていないもの | 5 |
| 0905 20 000 0 | -破碎または粉碎したもの | 5 |
| 0906 | けい皮およびシナモンツリーの花： | |
| | - 破碎および粉碎のいずれもしていないもの | |
| 0906 11 000 0 | -- けい皮（キナモムム・ゼラニカム・ブルーメ） | 3 |
| 0906 19 000 0 | -- その他 | 3 |
| 0906 20 000 0 | -破碎または粉碎したもの | 3 |
| 2103 | ソースまたはソース用の調製品。食品添加物または混合調味料。粉末マスタードと調製したマスタード。 | |
| 2103 10 000 0 | -醤油 | 8 |
| 2103 20 000 0 | - トマトケチャップおよび他の種類のトマトソース | 10 |
| 2103 30 | -粉末マスタードおよび調製したマスタード | |
| 2103 30 100 0 | --粉末マスタード | 15 |
| 2103 30 900 0 | --調製したマスタード | 10 |
| 2103 90 | - その他 | |
| 2103 90 100 0 | --液状のマンゴーチャツネ | 6 |
| 2103 90 300 0 | --体積パーセント濃度44.2-49.2%のアルコールと質量パーセント濃度1.5-6%のリンドウ、香辛料、他の成分、そして4-10%の砂糖でなる、0.5リットルまたはそれより少量の容器に入れられているアロマティックビターズ | 1リットル当たり 2ユーロ |
| 2103 90 900 | -- その他 | |
| 2103 90 900 1 | --- マヨネーズソース | 6 |
| 2103 90 900 9 | --- その他 | 6 |
| 2209 00 | 食酢および酢酸から得た食酢代用物 | |
| | - ワインビネガー | |
| 2209 00 110 0 | -- 2リットルまたはそれ以下の容器のもの | 11 |
| 2209 00 190 0 | --2リットルを超える容器のもの | 11 |
| | -他の種類の酢 | |
| 2209 00 910 0 | -- 2リットルまたはそれ以下の容器のもの | 11 |
| 2209 00 990 0 | -- 2リットルを超える容器のもの | 11 |